

レンタル規約(個人様用)

1. レンタル物件

レンタル申込書に記載する商品のことを言います。

2. レンタル期間

- (1)レンタル期間は原則1ヶ月単位とし、毎月1日を起算日とします。
- (2)レンタル開始月は、申込者が、当社取り扱い窓口(以下「申込窓口」という。)においてレンタル申込をし、ご指定いただいた到着月とします。
- (3)レンタル終了日は、レンタル物件が当社指定窓口に着した日を含む月の末日とします。なお、レンタル終了を申込窓口に出した日の翌月5日までレンタル物件が指定窓口に着した場合、出した月を終了月とします。

3. レンタル

- (1)申込者は、レンタル申込書に記載のとおり、月額レンタル料金を支払うものとします。レンタル料金の日割り計算はありません。
※到着月につきましては、レンタル料金をサービスとします。
- (2)申込者は、レンタル料金の支払方法・支払日等の支払条件について、レンタル申込書記載どおりであることを確認します。
- (3)消費税に関しては、レンタル申込書記入時での税率を適用します。税率変更の場合においては、法定消費税相当額を付加して支払うものとします。
- (4)物価の変動、経済情勢の変化、その他事情の変更等の理由により、レンタル料金の変更を行う場合がありますのでご了承ください。

4. レンタル料金の支払方法

- (1)クレジット決済の場合
申込時に店舗に設置の専用端末機で利用者情報をご登録ください。
＜クレジット決済利用にあたってのご注意＞
 - ・レンタル申込者様ご本人名義のカードをご利用ください。
 - ・月々に発生するレンタル料金のお支払いは一括払いのみとなります。
 - ・レンタル料金は各カード会社との規約に基づき、ご指定の口座から自動引落となります。引落日は各カード会社に直接お問合せください。また、カードご利用控えはお送りしておりませんので、各カード会社より送付されますご利用明細をご確認ください。
- (2)クレジットにおける未引き落としが続いた場合、振込等の当社指定方法による支払いとなります。その際の手数料は申込者の負担となります。
- (3)お支払いいただいたレンタル料金について、申込者都合による返金はお受けできませんのでご了承ください。

5. 終了時の手続き

- (1)申込者は、レンタル終了時に自らの責任と費用で、当社指定場所に納品時の原状で送付して、レンタル物件を返却するものとします。レンタル物件が手続どおり返却されない場合、レンタル契約が更新されたものとします。
- (2)申込者より終了の手続きがなされない場合は、引き続きレンタル契約は1ヶ月間更新されるものとし、以後も1ヶ月単位で更新されるものとします。

6. 故障・破損・毀損・紛失等について

- (1)申込者は、レンタル物件の取扱説明書の内容に従い、使用には充分注意してご使用ください。また、レンタル物件をその本来の使用目的以外に使用しないでください。
- (2)申込者は、レンタル物件が正常に動作しない場合は、速やかに申込窓口に対してその旨を連絡するものとし、申込窓口の指示に従うものとします。
- (3)レンタル物件の故障・破損・毀損・紛失について、使用状況が取扱説明書の内容から逸脱する場合、また申込者の責に帰すべき事由による場合は、その修理代金または商品代金を請求いたしますのでご了承ください。但し、その代金につきましては、クレジット決済によるお支払いはできません。

7. 変更届け

申込者は、申込書に記載した住所・電話番号・クレジットカードなどに変更が生じた場合は、速やかに申込窓口へ連絡するものとします。

8. 禁止事項

申込者は、レンタル物件の譲渡、質入れ、転貸および改造を行わないものとします。また申込者は、レンタル物件を分解・修理・調整、また貼付されたシール・標識等を除去し毀損しないものとします。

9. レンタル契約解除

- (1)申込者がレンタル料金等の支払を怠ったとき、及び、本規約の条項に違反したときに、7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、申込者がこれに応じないときはレンタル契約を解除できるものとします。
- (2)レンタル契約が解除されたときは、申込者が自らの責任と費用で、当社指定場所に納品時の原状で送付して、レンタル物件を返却するものとします。併せて未払金およびレンタル申込書記載の算式の金額等の清算金を支払うものとします。なお、清算金に関する消費税は、各レンタル期間の初日における税率を適用します。

10. レンタル中途解約

- (1)レンタル期間中、申込者が自己都合等、当社の責にならない事由により中途解約を希望する場合、書面により、1ヶ月前に当社に事前通告をするものとします。
- (2)中途解約する場合、当社は支払済みのレンタル料金について、その残存期間に当たる料金の返還を要さないものとします。

11. その他

- (1)申込者は、レンタル物件を日本国内のみで使用するものとします。
- (2)申込者は、レンタル料金のお支払いが遅延した場合、当社に対してお支払いいただくべき金額に対する年14.6%の割合による遅延損害金を、当社に支払うものとします。
- (3)申込者が当社との取引で未払い、貸倒等が発生した場合、レンタル契約を終了していただく場合があります。
- (4)当社は、当社の業務の実施形態変更等必要性が認められる場合には、その目的に照らし相当な範囲内で本規約を変更することができるものとします。本規約の変更をするにあたっては、当社オフィシャルサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知するものとします。
- (5)本レンタル契約に関し、本規約に定めのない事態が生じたときは、当社は誠意をもって申込者と協議し、解決を図るものとします。
- (6)本レンタル契約に関し、当社と申込者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

2025年5月1日改訂

ファイテン株式会社